

チャペルアワー（礼拝）

明治学院大学はキリスト教による人格教育を建学の精神としています。この建学の精神に触れる機会として、「チャペルアワー」(礼拝)を行っており、学院牧師や教職員、学生、近隣教会牧師等から、学問や信仰、聖書から教えられたことなど、人生や学生生活を豊かに送るためのお話しを聞くことができます。

チャペルアワーはすべての学生に開かれている時間です。お昼休みの20分間、日常から少し離れてチャペルでのひとときを過ごしませんか？

日時：月曜日～金曜日(授業期間中) / 12時35分～12時55分

場所：チャペル(白金・横浜)

*持ち物は特に必要ありません(聖書・讃美歌などは貸し出します)。

*途中入退場することも可能です。周囲に配慮し、静かにお願いします。

<宗教部事務室>

白金 記念館 2階

TEL 03-5421-5218

E-mail shukyos@mgquad.meijigakuin.ac.jp



横浜 チャペル横

TEL 045-863-2016

E-mail shukyoy@mgquad.meijigakuin.ac.jp



この他にもキリスト教に関連した活動を行っています。詳しくは「チャペルだより」や大学Webサイトをご覧ください。

授業・試験に関すること

情報の伝達

教務部では、学生への公示・告示および必要な事項の伝達は、基本的に在学生用ポータルサイトPort Hepburnにて行います。学生は、1日1回以上、必ずアクセスしてください。PortHepburnの見落としにより不都合が生じる場合もありますので、十分な自覚を持って情報収集に努めてください。

また、学内の掲示板を情報伝達の手段として補助的に使用します。登校の際には、掲示板を必ず確認してください。

1. Port Hepburn URL <https://portheburn.meijigakuin.ac.jp/>

① Port Hepburnへのログイン方法

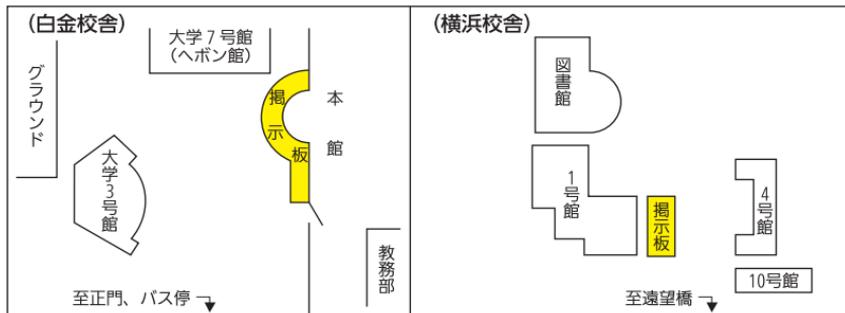
大学のコンピュータ実習室では、パソコンの初期画面に個人ID・パスワードを入力すれば、Port Hepburnにログインできます。自宅からアクセスする場合は、大学Webサイトの在学生のページのメニューを選択するか、上記URLを直接入力して、ログイン画面を表示させます。

② Port Hepburnで確認できる事項

- (a) 学科別伝達事項
- (b) 学生個人宛の連絡事項
- (c) 教務Web（履修申請・履修確認・成績照会・住所変更・シラバス検索）
- (d) 履修要項・履修の手引き・学修の手引き（映像）
- (e) 時間割表
- (f) 夏季講座・春季講座
- (g) 教室割・教室変更情報
- (h) 休講情報
- (i) 補講情報
- (j) 定期試験時間割・試験場情報
- (k) レポート情報
- (l) 追試験情報
- (m) オフィスアワー情報
- (n) 学校感染症に罹患した場合
- (o) 気象警報等発令および交通機関不通時の休講措置基準
- (p) 「地震注意情報」・「警戒宣言」発表時の措置

2. 学内掲示板

① 掲示板の位置



② 掲示板の種類

共通掲示板・学部別掲示板・教職掲示板・大学院掲示板の4種類の掲示板があります。

3. その他

① 問い合わせ方法について

授業、試験、成績、卒業等に関する電話やメールでの問い合わせは、間違いが生ずることがあるため、直接教務課窓口までお問い合わせください。

② オフィスアワーについて

学生の主体的な学習を支援する一環として、講義での疑問点や関心のある問題への取り組み方などを担当教員に相談できる「オフィスアワー」を全学的に行っています。Port Hepburnで各教員のオフィスアワーの時間帯と申し込み方法を確認できますので、必要に応じて手続きをしてください。非常勤の教員に質問等がある場合は、授業終了後に相談することができます。

なお、オフィスアワーは、成績について問い合わせる機会ではありませんので、注意してください。

■保証人への成績通知

保証人への成績通知は、Port Hepburnにてお知らせします。事情等があり、保証人への成績通知を希望しない学生は、所定の期間内に教務課で手続きをしてください。申請期間等の詳細はPort Hepburnにて連絡します。

■在日外国人学生の皆さんへ

本学へ入学した在外日外国人学生で、在学中に在留資格を「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格に変更された方は、「住民票」または在留カードのコピーを教務部へ提出してください。

また、在留資格が「留学」の方は、在留資格と在留期間の確認のため、毎年、住民票を提出していただきます。

在留資格の更新・変更に関することは教務部で扱っています

白金 TEL 03-5421-5147 (本館 2 階)

横浜 TEL 045-863-2025 (1 号館 1 階)

■科目等履修生

本学卒業後に大学院入学準備や資格取得を目指す方のために、特定の授業科目において、選考の上、科目等履修生を受け入れています。詳細は、教務部教職担当に問い合わせてください。

科目等履修生に関することは教務部教職担当で扱っています

白金 TEL 03-5421-5148 (本館 2 階)

横浜 TEL 045-863-2025 (1 号館 1 階)

URL <https://www.meijigakuin.ac.jp/office/educational/>

■気象警報等発令および交通機関不通時の明治学院大学休講措置基準

気象警報(暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報やそれぞれの特別警報)または「警戒レベル3」以上(以下、気象警報等)の発令や、公共交通機関が不通となった場合の休講措置については、大学公式決定として大学Webサイト、Port Hepburnなどで発表します。

休講措置の判断基準は下記のとおりですが、気象警報等の発令や解除の時刻、交通機関の不通や開通の時刻が明確でない場合や、交通機関開通後に引き続き混乱が予測される場合もあり、また各校舎独自の特殊な事態が発生する場合もあるため、大学発表に注意してください。

休講措置は学生・教職員の安全のために行うものですが、通学・通勤の状況によっては各自の判断が必要な場合もありますので、テレビ、インターネット、携帯電話など各種情報と周辺状況に注意して適切な行動をとってください。

1. 午前6時以前に気象警報等の発令、あるいは交通機関が不通となった場合

(1) 気象庁(気象台)から気象警報が、自治体から「警戒レベル3」以上のいずれかが、東京都港区(または隣接する区)に発令された場合は白金校舎(高輪校舎を含む)を、横浜市(戸塚区または隣接する区市あるいは横浜市全域)に発令された場合は横浜校舎を、それぞれ休講とする。

(2) 次の交通機関が不通となった場合

	JR路線 (ただし、特急電車のみ一部運休などの場合を除く)
A	東海道線 (東京小田原間)、横須賀線
B	東海道線 (東京小田原間)、横須賀線、中央線、山手線、総武線、京浜東北線

横浜校舎は、Aの2路線が同時に不通の場合休講とする。

白金校舎は、Bのうち3路線以上の交通機関が同時に不通の場合休講とする。

(3) 上記(1)の気象警報等が解除の場合、また上記(2)の交通機関が開通の場合の取扱い、以下のとおりとする。

警報解除時刻または交通機関開通時刻	授業開始時間 (学部・大学院)
6時までに解除・開通の場合	1時限目から開始(通常どおり)
10時までに解除・開通の場合	3時限目から開始(1・2時限休講)
12時までに解除・開通の場合	4時限目から開始(1~3時限休講)
12時までに解除・開通しない場合	終日休講

2. 午前6時以降に気象警報等の発令、あるいは交通機関が不通となった場合

- (1) 午前6時以降に上記1.(1)と同じ気象警報等が当該地域で発令された場合は、その発令時刻以後の授業は休講とし、授業再開は、上記1.(3)に準じて取扱う。
- (2) 午前6時以降に上記1.(2)の交通機関が不通となった場合は、事故などによる一時的なものを除きその時点で全学休講とする。なお、この場合の授業再開は、上記1.(3)に準じて取扱う。

■ 「地震注意情報」・「警戒宣言」発表時の措置

大地震に伴う混乱を避け、被害を最小限にとどめるため下記の措置をとります。

1. 気象庁から東京23区または神奈川県東部を対象とした大地震の注意情報、警戒宣言または火山噴火情報が発表されたら、即刻授業を中止する。
 2. 公共交通機関が運行していれば、学生は帰宅する。
 3. 交通機関が不通になって学内に居る場合、むやみに移動を開始しない。(一斉帰宅の抑制)
 4. 注意情報または警戒宣言が解除されるまで、大学は休講とする。
 5. 休日・早朝深夜に発表された場合は、原則自宅待機とする。
- ※ 地震以外でも、「アラート」などで緊急情報が流れたときは、学内では非常放送などの指示に従ってください。休講や授業再開はポータルページやWebサイトでも伝達します。
- ※ 「警戒宣言」発表時に学内に居て、交通機関が不通でも帰宅する場合は、「MG DIARY」巻末にある「緊急避難先届出票」を切り離して記入し、最寄りの事務室窓口、守衛所に提出してください。

注意情報または警戒宣言が解除された場合の授業再開は下記によります。

1. 午前5時までに解除の場合……平常授業
2. 午前7時までに解除の場合……3時限から平常授業
3. 正午までに解除の場合……6、7時限平常授業

【重要】安否確認システムについて

本学では、震災などの大規模災害発生時に学生の皆さんの安否状況を確認するために「安否確認システム」を運用しています。例えば地震の場合、東京都内または神奈川県内で「震度5強」以上が観測されると、直ちに大学から安否確認の電子メールが自動送信されますので、必ず返信してください。

この安否確認メールは

- ・皆さんが大学(教務部)に届け出た、個人のメールアドレス
- ・大学から皆さんに付与している、学籍番号によるメールアドレス

の両方に宛てて送信されますが、返信はどちらか一方のアドレスからだけで構いません。

個人のメールアドレスを変更された方は、速やかに教務Webより修正してください。

安否確認システムに関するお問い合わせ先は学生課です。

白金 TEL 03-5421-5157 (本館1階)
横浜 TEL 045-863-2029 (1号館1階)
URL <https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/>

個人のメールアドレスの届け出・変更に関するお問い合わせ先は教務部学務担当です。

白金 TEL 03-5421-5147 (本館2階)
横浜 TEL 045-863-2024 (1号館1階)
URL <https://www.meijigakuin.ac.jp/office/educational/>

■ 学校感染症に罹患した場合

学生が、「学校において予防すべき感染症※」に罹患した場合は、学内感染を予防するため、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」により出校停止とされています。

医療機関で、感染症に罹患したと診断された場合は、直ちに所定の手続きを行ってください。

それにより、授業の欠席が不利益とならないように配慮します。

※「学校において予防すべき感染症」としては、以下のものがあります。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、ノロウイルス等を含む感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症

注：出校停止期間のめやすは、健康支援センターホームページまたは Port Hepburn に掲載しています。

手続 1：感染症罹患の連絡

学生は、通学する校舎の教務課または健康支援センターに連絡する（家族からの連絡も可）。

教務課 **白金** TEL 03-5421-5140（本館 2 階） **横浜** TEL 045-863-2025（1 号館 1 階）

健康支援センター **白金** TEL 03-5421-5183（本館 1 階） **横浜** TEL 045-863-2020（B 館）

手続 2：治癒証明書の提出

学生が治癒して出校可能になったら、治癒したことの証明書（様式①または医療機関が発行する診断書〔罹患期間と出校可能日を明記〕）を健康支援センター窓口へ提出して、検印（日付入り）を受ける。

健康支援センター窓口対応時間 **白金** 平日 9 時～16 時 **横浜** 平日 9 時～16 時 30 分

手続 3：感染症罹患による出校停止に伴う授業配慮願発行申請書（様式②）の提出

学生は、「手続 2」で検印を受けた様式①（または診断書）を教務課窓口へ提出して様式②を受け取り、必要事項を記入して提出する。

手続 4：「感染症罹患による出校停止に伴う授業配慮願（様式③）」の発行

教務課では、様式②に基づいて様式③を必要枚数発行し、学生本人が授業担当教員に提出する。

[注意]「感染症罹患による出校停止に伴う授業配慮願」を必要としない場合も、必ず「手続 2」までは行ってください。

■「不正行為」懲戒基準のガイドライン

【試験における不正行為 懲戒基準のガイドライン】

懲戒の種別	等級	懲戒の内容	懲戒に付帯する措置	該当する者	
退学	1	本学学生としての身分を取り消す。	当該年度的全履修科目の登録を抹消する。	他人に受験を依頼した者、あるいは他人に依頼されて受験した者、再度の不正行為を行った者、またはこれと同等とみなされる不正を行った者	
停学	無期停学	2	①当該科目の当該年度（半期科目は当該学期）の成績評価を「評価不能（失格）」とする。 ②当該学期の上記を除く全履修科目について、成績評価を0点とする。	他人に依頼されて受験した者のうち情状酌量の余地が認められる者、またはこれと同等とみなされる不正を行った者	
	有期停学	3	本学学生として有する権利を3ヵ月までの期間を定めて停止する。ただし、停学期間は次年度にわたらないものとする。	①当該科目の当該年度（半期科目は当該学期）の成績評価を「評価不能（失格）」とする。 ②当該学期の上記を除く全履修科目について、成績評価を0点とする。	使用を許可されていない資料等を所持または使用した者、またはこれと同等とみなされる不正を行った者 事例 1 カンニング・ペーパーの用意または使用 2 答案の交換 3 使用が許可されていない文献等の使用や貸借 4 使用が許可されている文献等の、授業科目担当者による了解の無い貸借 5 机、学生証、所持品、壁等への解答およびそれに類するものの書き込み 6 解答の盗み見 7 声、動作等による解答の伝達、その受信 8 携帯電話等の使用
		4	同上	①当該科目の当該年度（半期科目は当該学期）の成績評価を「評価不能（失格）」とする。 ②当該学期の定期試験実施科目の上記を除く全科目について、当該学期の成績評価を0点とする。	上記と同様の不正行為を行った者のうち、情状酌量の余地が認められる者
譴責	5	不正な行為に対し譴責し、反省を求める。	当該科目の当該学期の成績評価を0点とする。	試験監督者の指示に従わなかった者、またはこれと同等とみなされる不当な行為を行った者	

注：本ガイドラインは、「定期試験」と「追試験」に適用するほか、「再試験」「平常試験（授業内試験）」にも準用するものとする。

【レポートにおける不正行為 懲戒基準のガイドライン】

懲戒の種別	等級	懲戒の内容	懲戒に付帯する措置	該当する者
停学	無期停学	2	①当該科目の当該年度（半期科目は当該学期）の成績評価を「評価不能（失格）」とする。 ②当該学期の上記を除く全履修科目について、成績評価を0点とする。	各学期の「レポート課題一斉掲示」に記載されたレポートにおいて、不正行為を繰り返した者に対して、改善の見込みがないと教授会が判断した場合
	有期停学	3	①当該科目の当該年度（半期科目は当該学期）の成績評価を「評価不能（失格）」とする。 ②当該学期の上記を除く全履修科目について、成績評価を0点とする。	下記事例に該当する者について、教授会がより悪質と判断した場合
学		4	本学学生として有する権利を3ヵ月までの期間を定めて停止する。ただし、停学期間は次学期にわたらないものとする。 ①当該科目の当該年度（半期科目は当該学期）の成績評価を「評価不能（失格）」とする。 ②当該学期のレポート（注）による試験実施科目の上記を除く全科目について、当該学期の成績評価を0点とする。	各学期の「レポート課題一斉掲示」に記載されたレポートにおいて、以下に該当する不正行為を行った者 事例 1 WEBサイトや書籍・文献から引用した文章を組み合わせ作成したレポートを、出典を明示することなく提出した場合 2 他人のレポートを盗用し、自身が作成したものとして提出した場合
	5			不正な行為に対し譴責し、反省を求める

(注)：ここでいうレポートとは、各学期の「レポート課題一斉掲示」に記載されたレポートを指す。

■研究活動における倫理基準

本学では、研究を遂行するにあたり、研究者等が遵守すべき倫理の保持に係る事項を示し、研究の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的に「明治学院大学研究倫理基準」(MG DIARY2020別冊「学則および諸規程」参照)を定めています。これは、本学の教員や研究員のみならず学部・大学院学生も対象としたものです。

気づかないうちに不正行為に関与していることがないように、研究とは何か、また研究活動に関わるうえで何に注意しなくてはいけないのかについて、あらかじめ知っておいてください。

研究活動における主な不正行為

捏造	存在しないデータ、研究結果を作成すること
改ざん	研究資料・機材・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
盗用	他の研究者等のデータ、研究成果または論文を当該研究者等の了解もしくは適切な表示なく流用すること

学生生活の基本ルールおよび注意事項

大学は社会的存在です。また大学自体もひとつの社会です。そこには当然守るべきルールがあります。良識をもって行動してください。なお、学生生活全般を通して相談したいことがありましたら、まず学生課の窓口をおたずねください。

■学内での遵守事項

以下の行為は、如何なる事由があっても禁止となっていますので注意してください。

- ①指定場所以外での喫煙、歩行喫煙、未成年者の喫煙（学内は完全に分煙です）
- ②授業中（担当教員による特別の許可がない場合）、試験中の携帯電話利用
- ③許可されていない球技やスケートボード等の危険行為および火気使用
- ④許可されていない物品販売、募金、アンケート調査、署名活動
- ⑤飲酒（学外での未成年者の飲酒を含む）
- ⑥許可されていない政治的活動、勧誘ならびに宗教活動
- ⑦門限外の構内残留（校舎毎の門限時間：白金校舎 7時から23時、横浜校舎 7時から21時）
- ⑧学則に反する行為、その他良識に欠ける行為

■自動車・バイク・自転車による通学

【自動車通学】

白金校舎、横浜校舎ともに禁止です。怪我や身体に障害がある場合、クラブで荷物を運搬する場合などは事前に学生課へ相談（申請）してください。

【バイク通学】

白金校舎：禁止です。

横浜校舎：公共交通機関による通学が著しく困難な学生で、大学主催の講習会に参加し任意保険に加入する等一定条件を満たしている者に対し許可します。学内に設けられている駐輪場を利用することができます。なお、1年毎の更新が必要です。

【自転車通学】

白金校舎：禁止です。

横浜校舎：届け出制により許可しています。5号館下第一駐輪場の守衛に学生証を提示し、手続きをしてください。

※本学学生が運転する自転車やバイクが歩行者・乗用車と接触する事故が増加しています。事故に備え、傷害保険に加入してください。傷害保険については各校舎の明治学院サービス・明治学院生協でも取り扱っています。

■登下校時のマナー

横浜校舎では、大学と戸塚駅間の路線バスや徒歩通学のマナー（広がって大声で話しながら歩く、歩き煙草、ごみのポイ捨て等）について近隣住民からの苦情や近隣のコンビニエンスストア駐車場で無断駐車・駐輪が大きな問題となっています。徒歩通学をする場合は「MG DIARY」(P.89)に記載されている通学路を必ず通行してください。

また、帰り道は暗い場所も多いため人通りの少ない暗い道避け、なるべく路線バスを利用し下校してください。

白金校舎では、校舎周辺のバイクや自転車の駐輪が問題となっています。この様な迷惑行為は絶対に行わないようにしてください。

■ 100円急行バスの運行について

横浜校舎では、下校時の通学路の混雑を解消し、地域住民の方への配慮を徹底するため、明治学院大学南門を出発して明治学院大学正門に止まるだけで戸塚駅に到着できる100円急行バスを運行しています。

【急行バスの概要】

利用可能期間：授業開講日・試験期間のみ（土日除く）

利用区間：明治学院大学南門→正門→戸塚駅の片方向限定

急行バス停留所：明治学院大学正門の停留所は一般路線バスと同じです。明治学院大学南門の停留所は一般路線バスの停留所の手前です。

【特別回数割引券について】

220円の特割回数券 6枚つづり（本来1,320円）を600円で購入できます。乗車して現金で支払うと220円ですが、特割回数券を購入すると実質100円で乗ることができます。

利用可能時間帯：明治学院大学南門発急行バス・午後7時以降の一般路線バス（戸塚駅行）に乗車する場合に利用できます。クラブ活動などで遅く帰る時はなるべくバスを利用してください。

※詳細については正門守衛所、南門守衛所、横浜管理課にて配布している携帯用ダイヤ表にてご確認ください。

※特割回数券は、横浜校舎・C館サポートカウンター・G館購買・9号館パンショップにて販売しています。（学生証の提示が必要）

■ 学生掲示板

両校舎とも自由に利用できる学生掲示板がありますので責任者を明記したうえで掲示をしてください。

詳細は「ポスター・ビラ・立看板による広報活動の取扱内規」(MG DIARY2020別冊「学則および諸規程」または学生部Webサイト)を参照してください。

■ 郵便物取次、電話の呼出照会

公認学生団体宛の郵便物（代引・着払は不可）は、学生課で取り次ぎます。その際は宛名を団体名にしてください。学生個人宛の郵便物は取り扱いません。また、緊急を要する用件以外の電話による呼び出しや取り次ぎは行っていません。個人情報保護法により、学生個人の情報（住所・電話・保証人情報等）に関する問い合わせについては一切応じていません。

■ 盗難

白金校舎・横浜校舎の部室、食堂、図書館、学生ラウンジ、体育館等で盗難が発生しています。盗難は犯罪です。発見された場合は学部教授会にて審議し、処分が決定されます。また、各自においても貴重品は必ず身につけ、わずかな時間でも財布やカバン等から目を離さないようにしてください。盗難に遭ってしまったら学生課へ相談してください。

■ 拾得物・遺失物

【拾得物】

学内で落とし物を拾得したときは、学生課（学生課窓口時間外は守衛所）に届け出てください。学生課では以下のように取り扱っています。

所有者がわかる場合	電話連絡またはPort Hepburnで連絡
所有者が不明の場合	学生課の遺失物ロッカーで3ヵ月間展示（貴重品は展示とは別に保管します）

【遺失物】

学内で品物をなくしたときは、学生課に申し出てください。同様のものが届けられた場合に連絡をします。

学生課で保管のもの	学生証を持参のうえ、受け取り
大学が警察へ届けたもの	学生課で「拾得物返還申出書」を受け取り警察へ

■ 防犯対策

一人暮らしに限らず、現代社会では様々な危険やトラブルがいつ起こるか分かりません。自分だけは安全と考えることは間違いです。いつでもどこでも事件事故と隣り合わせだと思ってください。

- ①外出時はもちろん、在宅時（特に就寝時）も戸締り（施錠）はきちんとすること。二重ロックは必ず付けましょう。窓、ベランダにも鍵をかける習慣をつけてください。また、ベランダに干す洗濯物で、外からは女性の一人暮らしかどうかかわかってしまいます。洗濯物はなるべく室内に干しましょう。
- ②来訪者には注意。ドアコープで必ず確認し、ドアを開ける前にチェーンを掛けること。訪問販売で部屋に入れてしまうと断りにくくなってしまいます。チェーンを掛けたまま応対し、不要ならばきり断ってください。
- ③外出時、暗い夜道のひとり歩きは厳禁です。アルバイトやクラブ活動で帰りが遅くなった場合などは、必ず友人に送ってもらるかタクシーを利用してください。部屋に入る直前には、付近に誰もいないことを確認してください。何かあれば、大声で助けを求めることが得策です。
- ④学生課と各守衛所では、防犯ブザーの貸し出しを行っています。気軽に相談してください。

【校舎付近の警察署】

- 横浜校舎 神奈川県警戸塚警察署 045-862-0110
神奈川県警察 防犯のポイン ト <https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0095.htm>
- 白金校舎 警視庁高輪警察署 03-3440-0110
警視庁 安全な暮らし <https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/>

■ 大学生を取り巻く様々な誘惑

大学生をターゲットとしたカルト宗教、悪徳商法、違法薬物など現代社会には様々な誘惑が氾濫しています。楽しそうなサークル活動や巧みな勧誘で安易に個人情報（携帯番号・メールアドレス）を教えた結果、思わぬトラブルに巻き込まれてしまうことがありますので、十分に注意してください。

①注意すべき宗教団体

社会的に問題とされている教団として、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）・原理研究会（CARP）、摂理、オウム真理教は、多くの被害者を出してきた宗教団体です。

その他、しつこい勧誘活動などで社会的に問題視されている宗教団体も数多く存在します。本学学内でも過去多くの事例があり、学生から苦情や相談を受けています。コンサートやクラブ活動、食事などの声掛けから巧みに誘い込むのが特徴です。初めは宗教的なことはなにも話題にならず、参加しているうちに徐々に誘い込まれます。おかしいと思ったらすぐに学生課に相談してください。

明治学院大学は、「カルト対策学校ネットワーク」に加盟しています。

②悪徳商法

マルチ商法（ネットワークビジネス・MLM）、訪問販売、架空請求、ワンクリック詐欺、アポイントメントセールス（電話で勧誘し、後日会う約束を強要するもの）、キャッチセールス、催眠商法（宣伝講習販売・SF商法）、通信販売、電話勧誘販売、送りつけ商法（ネガティブ・オプション）、内職副業商法等様々な悪徳商法が蔓延しています。このような学生を狙う悪徳業者は、巧妙な手口を使って個人情報聞き出ししたり、契約を結ばせませす。知らないうちに自分が悪徳商法の一員になり友人を誘っていたりすることもあります。「クーリングオフ制度」を利用する、または消費者センターや学生課へ相談するなどしてください。

- 消費者ホットライン 188（局番なし）
- 国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/>

【クーリングオフできる期間の例】

8日間	電話勧誘販売、訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス含む）、訪問購入（訪問買取）、特定継続的役務提供（エステ等）
20日間	連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法）

クーリングオフの可能な期間内に販売会社に書面で通知（期間には契約書面を受け取った日を含める）

支払った代金は全額返金される

③違法薬物・危険ドラッグ

大学生による大麻の違法栽培・使用や薬物乱用事件が大きく報道されています。違法薬物や危険ドラッグを使用することは、大麻取締法・覚せい剤取締法・薬事法等に違反し犯罪となります。また心身に大きな影響を及ぼし、常習化や死亡事故につながることもあります。軽い気持ちで一度始めてしまうと一生を台無しにしてしまいます。社会問題の元凶となる大麻やその他違法薬物（いわゆる“危険ドラッグ”の類を含む）については、周りからの誘惑などに負けず、使用や取引など、絶対に行わないでください。

文部科学省「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレットについて」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm

厚生労働省 薬物乱用防止相談窓口一覧

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/madoguchi.html>

この記述に関することは学生課で扱っています

白金 TEL 03-5421-5155（本館 1 階）

横浜 TEL 045-863-2030（1 号館 1 階）

URL <https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/>

■ソーシャルメディアの利用について

明治学院大学の勤務員ならびに学生等がソーシャルメディアを利用するにあたって留意すべき事項をまとめた「ソーシャルメディアガイドライン」※1の一部を抜粋し、掲載しています。

ソーシャルメディアによる効用と危険性を理解し、ソーシャルメディアの効用をより十分なものとしてください。

【効用と危険性】

ソーシャルメディアの効用を十分に得るため、利用にあたっては危険性も十分に把握してください。

(1) 効用

- ・さまざまな事柄の情報を広範囲かつ迅速に収集できます。
- ・自身の考えを情報として、広範囲かつ迅速に伝達できます。
- ・発信した情報に対する反応やフィードバックを収集できます。
- ・自身の考えや収集した情報を共有できます。
- ・対人コミュニケーションを促進します。

(2) 危険性

- ・一度発信した情報は、完全に取り消すことが不可能です。
- ・情報の発信先は、自身が意図せずともインターネットの全ユーザーとなる場合があります。
- ・自身の氏名や身分を明かさずとも、発信している情報の内容によっては個人を特定される可能性があります。
- ・以上の危険性から、ソーシャルメディアを利用することで、場所や時間、方法を問わず、さまざまなトラブルに巻き込まれる可能性があります。

【遵守事項】

ソーシャルメディアを利用するにあたり、最低限遵守すべき事項をまとめています。

- (1) 法令遵守
- (2) 人権や倫理の尊重
- (3) 知的財産権の保護
- (4) 個人情報の保護
- (5) 守秘義務・機密情報の保護
- (6) 正確な情報発信
- (7) 大学の一員である自覚

【学生生活におけるソーシャルメディアの利用】

学生等は、ソーシャルメディアの効用をより十分なものとするために、「明学生が考えたSNSのための5つの合言葉」※2を確認してください。なお、被害、加害を問わず、トラブルの当事者となってしまった場合は、学部生は学生部、大学院生は大学院事務室に速やかに相談してください。

参考：ソーシャルメディアによるトラブルの一例

- ・未成年飲酒やイッキ飲み、カンニング等を投稿
- ・ソーシャルメディア上で友人の悪口を投稿
- ・アルバイト先の機密情報を投稿
- ・好きな芸能人の写真を自身のプロフィールページに使用
- ・好きなアーティストの音楽データを複製し、ソーシャルメディアに公開
- ・好きな企業のロゴマークを勝手に使って、ソーシャルメディアに公開
- ・友人や家族の個人情報を無断で投稿
- ・友人や家族の交友関係を投稿
- ・他人のアカウントを作成し、運用
- ・悪質なデマや不正確な情報を拡散
- ・(周囲への)迷惑行為を投稿

※1 : <https://www.meijigakuin.ac.jp/socialmedia/guideline>

※2 : <https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/sns/index.html>

ハラスメントの防止

本学では、ハラスメント防止宣言を定め、ハラスメントに毅然とした態度で臨んでいます。そのために、ハラスメント人権委員会とハラスメント相談支援センターを設け、キャンパスにおけるハラスメントの防止と解決に努めています。

■ハラスメント防止宣言

本学では、1998年に「明治学院大学 セクシュアル・ハラスメント防止宣言」を作成し、「セクシュアル・ハラスメント人権委員会」を設置して、セクシュアル・ハラスメント^{*1}防止に取り組んできました。さらにその理念を発展させ、アカデミック・ハラスメント^{*2}やパワー・ハラスメント^{*3}を含むハラスメント全般に対処し、防止していくために、2011年「明治学院大学 ハラスメント防止宣言」を發します。

明治学院大学は、全ての学生および教職員が個人として尊重され、たがいの信頼のもとに勉学や課外活動、そして研究、業務にいそむことができるような環境を作り、これを維持していくことをなにより重要と考えています。ハラスメントは、個人の尊厳を侵害し、相互信頼を損なう行為であり、キリスト教の建学の精神にもとるのはもちろん、学問と言論の自由をおびやかす、教育・研究の場、就業の場としての大学の存立そのものを危うくするものとして許すことができません。

そのため、本学では「ハラスメント人権委員会」と「ハラスメント相談支援センター」を設けて、ハラスメント防止のための啓発活動を行い、学生・教職員の相談に真摯に応じ、ハラスメントには毅然とした態度で臨むことを宣言します。

- *1 セクシュアル・ハラスメント
意図しているかどうかに関わらず、相手を不快にさせる性的な言動により、相手に精神的・肉体的な苦痛や不快感を与えること。
- *2 アカデミック・ハラスメント
教育・研究の場で、優位的立場にある者が、適切な範囲を超えた言動や指導を行うことで、学修・研究環境を悪化させたり、相手に対し、精神的・肉体的な苦痛を与えること。
- *3 パワー・ハラスメント
職場で優位的立場にある者が、適切な範囲を超えた言動や指導を行うことで、相手に精神的・肉体的な苦痛を与え、または就労環境を悪化させること。

■ ハラスメント人権委員会

ハラスメント人権委員会は、本学におけるハラスメントの発生を未然に防ぎ、大学で共に過ごすすべての人が快適に学修・研究・就労することができる環境を整えるために、講演会、シンポジウム、パンフレットの配布などの啓発活動を行います。また、ハラスメント人権委員会の委員は「ハラスメント相談員」として、ハラスメントに関する相談に応じます。

URL <https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/hcsc/jinken/>

■ ハラスメントの解決

ハラスメント人権委員会およびハラスメント相談支援センターは、相談者の希望を聞きながら、個人の状況に応じた様々な方法により、安心して学び、働くことができる環境の回復をはかります。

■ 秘密の厳守／相談者・証言者たちの保護

相談およびその内容はすべて厳重な秘密扱いとなります。「ハラスメント相談支援センター」の専門相談員や、「ハラスメント相談員」は、任期中も退任後も、相談員として知りえた情報を他に漏らすことは行ってありません。

また、ハラスメントについて相談をしたり、事実の調査で証言等をした学生や教職員は、いかなる形態であれ不利益を受けることは行ってありません。万一不利益を受けた場合は、ハラスメントの被害を受けたときと同様の手続で、相談員に相談することができます。

■ ハラスメントについての相談先

ハラスメントの被害を受けたと思う学生や教職員は、「ハラスメント相談支援センター」の専門相談員や、教職員が担当する「ハラスメント相談員（人権委員会の委員）」のだれにでも、あなたが相談しやすい人に、メールや電話で日時を予約したうえで相談することができます。ハラスメントにあたるかわからない、あるいは相手への処分までは望んでいない場合でも、困っていることがあれば、解決方法を一緒に考えますので、ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。匿名での相談も可能です。

この相談は、ハラスメントの直接の被害者だけではなく、ハラスメントを不快に思う、あるいは被害を受けている人から相談された学生や教職員によっても行うことができます。また、すでに卒業、あるいは退職した人も、在学・在職中の被害について同様の相談をすることができます。詳細は下部の「明治学院大学ハラスメント防止および解決のためのガイドライン」をご覧ください。

○ハラスメント相談支援センター

白金	TEL 03-5421-5212 (本館 9 階) 相談予約用メールアドレス:jinkens@mguad.meijigakuin.ac.jp 開室曜日:月・水・金 開室時間:10:00~17:00 (祝日授業日は閉室)
横浜	TEL 045-863-2218 (1 号館 1 階) 相談予約用メールアドレス:jinkenym@mguad.meijigakuin.ac.jp 開室曜日:月・火・金 開室時間:10:00~17:00 (祝日授業日は閉室)



「明治学院大学ハラスメント防止および解決のためのガイドライン」

○ハラスメント相談員

2020年度のハラスメント相談員の氏名、連絡先はPort Hepburnに掲載します。